

# 令和4年度 連絡協議会の取組結果について

令和4年度

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

令和5年2月13日（月）

# 2. 今年度の取組一覧

## 令和4年度の広報活動の実施内容

対象者	実施項目	NO	実施先	実施内容
荷主	荷主への説明会等を活用した周知啓発活動及びアンケート調査の実施	①	(建設業団体) 日本建設業連合会関西支部 PC建設業協会関西支部 大阪建設業協会 京都府建設業協会 兵庫県建設業協会 大阪府鉄構建設業協同組合 京都府鉄構工業協同組合 兵庫県鉄工建設業協同組合	・荷主団体を通じて、各荷主事業者に対して「重量違反車両の道路(橋)に与える影響」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査についての協力依頼を実施 ・建設業団体等への荷主説明会は、コロナ感染防止対策の関連もあり、荷主説明会の依頼がなかったため実施できなかった。
			近畿地区建設工事安全対策推進協議会 建設工事安全協議会	・直轄工事に関しては「近畿地区建設工事安全対策推進協議会」において、関係建設事業者に対する啓発活動(アンケート調査を含む。)の働きかけを実施(ニューズレター「あんぜん」11月号への記事掲載) ・直轄工事以外の工事に関しては、大阪労働局と連携を図り、「建設工事安全協議会」において、関係建設事業者に対する啓発活動(アンケート調査を含む。)の働きかけを実施(大阪府内の各労働基準監督署へのチラシの配布及び監督官が建設現場への監督実施の際に各現場でチラシの配布を実施)
クレーン事業者	周知啓発活動及びアンケート調査の実施	②	全国クレーン建設業協会大阪支部 全国クレーン建設業協会兵庫支部	・大阪支部及び兵庫支部を通じて、各クレーン事業者に対して「重量違反車両の道路(橋)に与える影響」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を把握するためのアンケート調査についての協力依頼を実施 ・5年周期の安全衛生法に基づく、オペレータ講習会で映像資料の視聴及びアンケート調査の実施【大阪支部】
運送事業者	機関紙掲載及びアンケート調査の実施	③	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会	2府1県のトラック協会の機関紙等へ連絡協議会広報活動をPRする記事を掲載、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せてアンケート調査についての協力依頼を実施
	整備管理者研修を活用した周知・啓発活動とアンケート調査の実施	④	各運輸支局	各種研修・講習等を活用して、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を確保するためのアンケート調査についての協力依頼を実施
	運行管理者講習時等を活用した周知啓発活用度及びアンケート調査の実施	⑤	近畿運輸局	各種研修・講習等を活用して、「特車許可制度の内容」「荷主勧告制度」等に関する啓発資料を活用した活動、併せて認知度を確保するためのアンケート調査についての協力依頼を実施
	事業者・ドライバー等への啓発活動	⑥	各道路管理者	現地取締時や車両制限令違反者を対象とした講習会でチラシ・ティッシュを配布
	研修の実施	⑦	大阪府トラック協会 京都府トラック協会 兵庫県トラック協会 全日本港湾労働組合関西地方本部	・近畿運輸局・近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向け研修及びアンケートを実施(Gマーク研修 2/20実施予定) ・近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向け意見交換会実施(8/25)【大阪府トラック協会】 ・近畿地方整備局職員を講師として会員事業者向け研修実施(9/16)
社会一般	ラジオCM	⑧	FM 802	40秒CMをFM802を2日間 合計12回実施し、後日、WEBアンケート調査による効果検証を実施
	WEBアンケート調査	⑨		社会一般向けラジオCMの効果検証並びに特車制度の認知度調査
全体	広報イベント	⑩	インフラメンテナンス国民会議 建設技術展 トラックの日等	連絡協議会委員が関係するイベント等において、パネル展示や社会一般用啓発資料の放映、チラシ・ポケットティッシュを配布すると共に、アンケート調査を実施。 その他、協議会委員関連のイベントを確認、積極的に参加して対応を検討 ・トラックの日の「トラックフェスタ2022」において、大阪府・京都府会場でチラシの配布を実施
	ポスターの掲示 チラシの配布	⑪	-	・連絡協議会委員が所管の事務所等で一斉に掲示・設置 ・近畿運輸局と連携し、1)荷主の配慮義務、2)荷主勧告制度の強化、3)国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規程の新設について、荷主用のチラシ、広報映像資料に追記表示する見直しを実施(近畿運輸局から意見等なし)
	連絡協議会 ホームページ掲載	⑫	近畿地方整備局ホームページ	・近畿地方整備局ホームページに掲載 ・関係道路管理者と調整の上、大型車通行適正化協議会ホームページに、①各道路管理者が通年で実施している取締状況、②行政処分事例、③重大事故事例等の情報発信
運送事業者	合同取締	⑬	各道路管理者	大阪・京都・兵庫において合同取締を実施

## 2. 今年度の取組一覧

令和4年度連絡協議会の取組み

実績

活動計画	令和4年度															
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
連絡協議会														□	計画通り	
総括ワーキンググループ				第1回 総括WG ▷									第2回 総括WG ▷		計画通り	
■ 関係団体へ個別説明 啓発活動 ① 荷主説明会等 ③ 運送事業者機関誌 ④ 整備管理者研修 ⑤ 運送事業者等啓発 ⑧ ラジオCM		▶			(コロナ感染防止対策の関連もあり、荷主説明会の依頼がなかったため未実施)									計画通り	未実施	
															▶	計画通り
															▶	計画通り
認知度調査 ①～⑦ 荷主、クレーン・ 運送事業者アンケート 調査 ⑨ WEBアンケート調査															▶	計画通り
															▶	計画通り
各委員等の取組 ⑩ 広報イベントへ参画 ⑪ ポスターの掲示等															▶	計画通り
															▶	計画通り
連絡協議会HP ⑫ 連絡協議会HP	▶												計画通り			
⑬ 合同取締															▷	計画通り

# 3. 取組の紹介(荷主及びクレーン事業者への啓発活動)

## NO.①② 荷主及びクレーン事業者へのアンケート調査

近畿地域連絡協議会のアンケート調査の実施

アンケートは、機関毎のWEBアンケートフォームを作成し、アンケート用紙に機関毎にWEBアンケートフォームのQRコードを載せ、紙媒体だけでなく、令和2年度からWEBでも回答可能としました。

荷主及びクレーン事業者団体のご協力を頂き、アンケート調査を実施しました。



荷主向けチラシ

**荷主様向け大型車両に関する認知度調査のご協力をお願い**

**調査の目的**  
国土交通省近畿地方整備局は、平成30年1月25日に「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、道路を劣化させる主要因となっている重量を違法に超過した大型車両（特殊車両※）への対策に資する活動を行っております。  
この活動の一環で、荷主及び運送事業者の方に認知度調査を行い、その結果を基に効果的な広報資料を作成することを目的としております。  
【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局：国土交通省近畿地方整備局】

**調査対象**  
積荷等の運搬を運送事業者等へ依頼する「荷主」にあたる企業

**調査期間**  
本アンケート到達日から令和4年1月27日（火）まで

**調査方法**  
■ Webアンケート方式（下記のURLまたはQRコードからアンケートフォームへアクセスできます）  
URL：[https://www.kkr.mlit.go.jp/road/convopteam\\_tekiseike\\_kyougijuku/05s/0000047url.html#channel=](https://www.kkr.mlit.go.jp/road/convopteam_tekiseike_kyougijuku/05s/0000047url.html#channel=)  
■ FAX方式（裏面のアンケート用紙にご記入頂き、下記問合せ先②のFAX番号へ送信ください）

**問合せ先**  
①アンケートの依頼に関すること  
近畿地方整備局 道路部 交通対策課 大橋、佐久間  
TEL：06-6942-1141（代表）  
②アンケートの回答、操作等に関すること  
（株）近畿地域づくりセンター 事業第二部 上田、吉村  
TEL：06-6941-1911（直通） FAX：06-6920-2570

**※特殊車両の例**  
積荷積載状態で、幅2.5m、長さ12m、高さ3.8m、重さ20t以上の荷物を積載する車両のことを「特殊車両」といいます。

アンケート用紙

**荷主様向け大型車両に関する認知度調査票(R4)**

国土交通省近畿地方整備局は、平成30年1月25日に「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」を設置し、道路を劣化させる主要因となっている重量を違法に超過した大型車両（特殊車両※）への対策に資する活動を行っております。  
この活動の一環で、荷主の方に認知度調査を行い、その結果を基に効果的な広報資料を作成することを目的としております。お忙しい中大変恐縮ですが、本趣旨をご理解頂き、アンケート調査へのご協力をお願い致します。  
なお、アンケート調査結果は上記目的以外に使用致しません。  
【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局：国土交通省近畿地方整備局】

**【問い合わせ先】**  
①アンケートの依頼に関すること  
近畿地方整備局 道路部 交通対策課 大橋（おおしま）、佐久間（さくま）  
TEL：06-6942-1141（代表）  
②アンケートの回答、操作等に関すること  
（株）近畿地域づくりセンター 事業第二部 上田（じょうた）、吉村（よしむら）  
TEL:06-6941-1911 FAX：06-6920-2570

**【調査対象】**  
積荷等の運搬を運送事業者等へ依頼する「荷主」にあたる企業

**道路（橋）を傷める最も大きな要因は何だと思われますか？（単一回答）\***

交通量の多さ

経年劣化

重量を違法に超過した大型車両の走行

雪や雨等の気象条件

その他： \_\_\_\_\_

戻る 次へ 3/12 ページ フォームをクリア

<WEBアンケートフォーム例>

# 3. 取組の紹介(荷主及びクレーン事業者への啓発活動)

## NO.① 「近畿地区建設工事安全対策推進協議会」の機関誌への掲載

「近畿地区建設工事安全対策推進協議会」に対して、関係建設事業者に対する啓発活動の働きかけを実施しました。(ニューズレター「あんぜん」11月号へ荷主勧告制度等の記事掲載)

あんぜん

第 3 3 9 号 近 畿 地 方 整 備 局  
令 和 4 年 1 1 月 号 発 行 : 企 画 部 技 術 調 査 課

上半期に重機接触事故が多発しました！  
～危険の軽視や過信・油断が事故につながります～

今年度上半期は重機の接触事故が多数発生しました(あんぜん10月号に掲載)。工事現場では、たった一人でも安全意識が欠如すると事故につながる恐れがあります。作業員をはじめ全関係者がしっかりと安全意識を持ち、事故を防ぐ行動をすることが大切です。

### 安全管理体制が不適切で事故発生

**【事故概要】** 舗装版取壊し作業中に、作業員の一人がダンプトラックを移動しようとして後退中のバックホウ(0.1m3級)の背後に移動し、キャタピラーに足をはさんで転倒し、足首を骨折。

**【主な要因】**

- 誘導員による誘導なしにはバックホウを後退させないことを施工計画に定めていたが、遵守されなかった。
- 誘導員はバックホウの後退方向を確認できない位置に配置されており、それが日常化されていた。
- 誘導員によるバックホウ後退の誘導が行われないうまま、オペレーターがバックホウを1m後退させ、被災者と接触した。

**【再発防止対策】**

- 職長が重機の誘導員を選任し、指導・監視を行う。
- 重機に近づく場合は、意思の疎通(グーパー運動、相互声かけ)を徹底する。
- バックホウとダンプトラックを縦列配置とし、死角のない配置とする。
- 重機を移動する際、オペレーターはクラクションで周囲に合図を行う。
- 重機の死角確認等の体感KYを実施する。




本事例に対しては、労働基準監督署から安全衛生指導書が出されました。

- 作業計画策定とともに、あらかじめ、リスクアセスメントを実施し、作業の措置の適否を検討すること。
- 職長は安全の要であり、適切な安全作業方法を決め、実施に当たることができるよう、概ね5年ごとの職長能力向上教育に取り組むこと。

### 重機接触事故を防止するためには

- 重機には死角が多く存在し、大きさや構造によって死角の範囲が異なります。重機の特徴、現場環境に応じた作業計画・作業手順を定めましょう。
- 作業が進むにつれ、作業箇所が変化していきます。作業計画・作業手順において、作業進捗に合わせて誘導員の誘導位置の変更を明確に定め、指示しましょう。
- 作業前に重機オペレーターと誘導員は作業内容と合図方法を確認しましょう。
- 作業中は誘導員の合図なしには重機操作を行わないようにしましょう。
- 重機の誘導員は、誘導に気を取られて、誘導員自身が事故に巻き込まれることがないよう注意しましょう。
- 重機を操作したことのない作業員を運転席に座らせ、運転席から見た死角の多さを確認する等の「体で感じる安全教育」を取り入れ、重機の作業範囲に近づくことの危険性を再認識する機会を持つようにしましょう。

基本ルールの順守徹底が大切です！

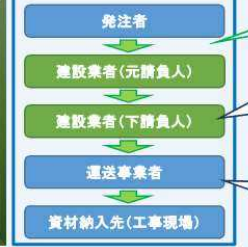
積み過ぎ禁止！ルール厳守で道路を守ろう！！  
「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」からのお願い

○建設業者から運送事業者への重量違反等となるような依頼は、荷主勧告制度が適用されます。

建設業者の責務

○建設業者は「荷主」の立場です！法令遵守に努めましょう！

建設工事の施行の流れ



建設業法(第24条の7)に基づき、特定建設業者は、下請業者人に対して、法令遵守等の指導に努めるものとされています。

※「荷主」には着荷主や元請事業者も含まれます(重量違反等となるような依頼等)  
(出典:改正貨物自動車運送事業法(荷主関連部分)リーフレットより抜粋)

**荷主勧告に該当する主体的な関与事例**

- ・荷待ち時間の恒常的な発生
- ・非合理的な到着時刻の設定
- ・やむを得ない遅延に対するペナルティ
- ・重量違反等となるような依頼 等

**運送事業者の違反行為事例**


- ・特殊車両通行許可違反
- ・車両制限令違反
- ・過積載運行、過労運転防止違反 等

### 荷主勧告制度の概要

○再発防止のため、荷主への「勧告」と「荷主名の公表」！

「荷主勧告」は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、トラック運送事業者の過積載運行や車両制限令違反等の違反行為に対し行政処分を行う場合に、当該違反行為が荷主の指示による等、主として荷主の行為に起因するものと認められる場合、国土交通大臣が当該荷主に対し違反行為の再発防止のための措置の「勧告」を行い「荷主名を公表」するものです。

荷主勧告制度の概要



(出典:国土交通省 資料(平成29年7月1日制度改正時の荷主勧告制度のリーフレット))

### 協議会の趣旨

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」(平成30年設立)では、近年、大型車の違法な無許可通行や過積載車両の通行により、道路構造物の劣化の一因として大きな影響を与えている現状に鑑みて、関係団体及び建設事業者(荷主)に対して、大型車の通行の適正化に向けて、官民連携による広報を中心とした継続的な活動を展開しています。

### 重量オーバーの車両は、事故を起こしたら、大事故につながります

重量オーバーの車両が事故を起こすと、大事故につながります。死亡事故になったり事故後の処理が大変で、数時間の通行止めが発生することもよくあります。

# 3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

## NO.③ 機関紙掲載

### 【大阪府トラック協会 機関紙掲載】

連絡協議会のチラシを「トラック広報」11月号のP16～17に見開きで掲載して頂き、会員企業の皆様に、大型車通行適正化への協力依頼を実施して頂きました。



大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会からのお知らせ

**積み過ぎ禁止!**

ルールを守って、道路を守ろう!!

重量オーバーの車両は道路を積みますごく痛めます

重量物を運ぶ特殊な大型車両は、許可が必要

重量オーバーの車両が事故を起こしたら、重大事故に

「積める量」と「運べる量」とは違います

重量オーバー、道路も積の大型です

ルールを守らないと

道路が壊れる

道路は大きなダメージを受けています。

積み過ぎ禁止!

**ルールを守らないと**

1. 道路法や道路交通法違反です。罰金や罰則の対象にもなります。許可も必要です。

2. 重量が基準の2倍以上の悪質な場合は、即時発令の取り締まりの対象となります。

3. 罰金や罰則の対象となります。また、罰金や罰則の対象となります。また、罰金や罰則の対象となります。

道路は大きなダメージを受けています。

積み過ぎ禁止!

### 【京都府トラック協会 機関紙掲載】

連絡協議会の活動PRと特車制度の啓発記事を「きょうとらっく」12月号のP20に掲載して頂きました。



20 大型車通行適正化に向けた啓発活動

国土交通省近畿地方整備局

【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会】(事務局・国土交通省近畿地方整備局)は、大型車両の運転者及び関係する事業者の適正かつ安全な走行に向け、「積み過ぎ禁止!ルール厳守で道路を守る!!!」を統一スローガンに各種啓発活動を実施しています。

近畿圏内の橋梁等の道路構造物は、昭和30年代後半頃から、昭和45年の大阪万博開催の頃に建設され、およそ50年前後が経過しているものが約2割あり、今後さらに、その割合が急激に増加する傾向にあると言われています。

これら老朽化した道路構造物に対して、重量を超過した車両が与える影響は大きいことから、協議会では、平成30年から大型車通行適正化に関する啓発活動に取り組んでおりますが、重量超過車両の割合は、近年3割程度の横ばいで推移しており、依然として、重量超過の車両は減少しておらず、老朽化が進んでいる橋梁や道路舗装等の道路構造物に大きな悪影響を与えています。

当協議会では、新たに作成した映像資料を用いて、大型車通行適正化に向けた啓発活動の取組みを推進しています。

京都府トラック協会会員企業の皆様におかれましては、この取組にご理解を頂き、通行の適正化及び啓発活動へのご協力をお願いいたします。

併せて、右QRコードからアクセスしていただき、大型車通行適正化についての映像資料を事前にご覧いただき、アンケートにご協力を賜りますようお願いいたします。

- TOPICS**
- SDGs検討小委員会 (3P)
  - トラックフェスタ (7P)
  - 会員事業所のご紹介 (13P)



**【大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会委員】**

一般社団法人大阪府トラック協会、一般社団法人京都府トラック協会、一般社団法人兵庫県トラック協会、一般社団法人全国クレーン建設業協会大阪支部、同兵庫支部、大阪府警察本部、京都府警察本部、兵庫県警察本部、近畿運輸局、大阪府、京都府、兵庫県、大阪市、堺市、京都市、神戸市、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、近畿地方整備局、オプザパー

公益社団法人関西経済連合会、警察庁近畿管区警察部、国土交通省近畿地方整備局港湾空港部

事務局 近畿地方整備局 道路部 交通対策課



### 3. 取組の紹介(運送事業者への啓発活動)

#### NO.④⑤⑥ 運送事業者へのチラシの配布等及び事業者・ドライバー等への啓発活動

##### ④⑤運送事業者に対する近畿運輸局及び運輸支局の取組み

実施項目	実施時期	実施内容	備考
整備管理者研修時の広報用チラシの配布	令和4年11月 ～ 令和5年1月	整備管理者研修(合計90回)において、一般向け広報用チラシを配布	
運行管理者講習時等のチラシの配布	令和4年10月	運行管理者講習認定機関15機関に対して、チラシ1,750枚を配布	

※ 令和5年3月末までの予定も含む。

##### 取締時におけるチラシ等の配布状況

⑥各道路管理者で特殊車両取締り時や車両制限令違反者を対象とした講習会において、チラシを配布して頂きました。





# 3. 取組の紹介 研修・説明会において映像資料の視聴とアンケートの実施

## NO.⑦ 研修・説明会の実施 (1/2)

### 【大阪府トラック協会】

大阪府トラック協会重量部会の会員企業から特殊車両通行確認制度(特車新制度)についての意見交換会を実施(8/25)

### <新制度意見交換会>

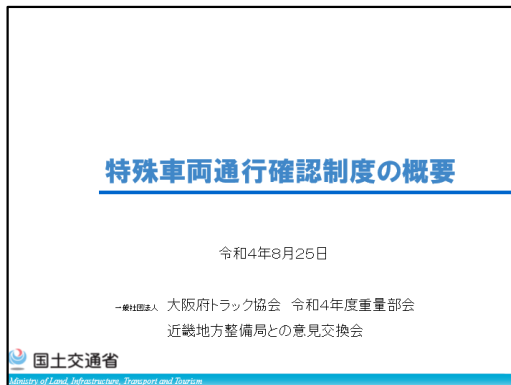
#### 意見交換内容

#### ○新制度に移行が進まない要因

- ・ ETC2.0経路情報の取り扱い・運行管理についての意見
- ・ 新制度活用可能な業者についての意見
- ・ 手数料・審査機関についての意見

#### ○特車制度全般

- ・ 道路情報便覧の改正における意見
- ・ 審査全般に関する意見
- ・ 特車制度全般に関する意見
- ・ 通行条件における誘導車に関する意見
- ・ 自治体オンライン申請システムに関する意見



### 【大阪府トラック協会】

大阪府トラック協会において、近畿運輸局・近畿地方整備局を講師として、大型車の安全走行・通行適正化に関する研修会を実施予定(2/20)

### <Gマーク加点対象研修>

大ト協  
令和

各位  
一般社団法人大阪府トラック協会 会長 中川

トラック運送事業者の安全対策・事故防止および  
法令遵守と通行適正化推進セミナー  
(ご案内)

近畿運輸局 自動車監査指導部

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、令和7(2025)年までに、事業用トラックを第一当事者とする死者数と重傷者数の合計を970人以下とし、飲酒運転ゼロを目指すという目標を掲げ、死者数の合計を車両台数1万台あたり「6.5人以下」とすることを全都道府県の共「トラック事業における総合安全プラン2025(プラン2025)」を策定します。  
この数値目標を達成するため、「プラン2025」の内容と、トラック運送事業者全対策と事故防止の推進、「法令遵守と通行適正化の推進」を中心テーマに、最新り込んだ事故防止対策についてご理解いただくためのセミナーを実施致します。  
みなさまにおかれましては、ご多用のこととは存じますが、事故防止に向けて、ぜひ是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記  
令和4年4月1日スタート

1. 日時 令和5年2月  
2. 場所 アートホテル 大阪市港区  
3. 講師 国土交通省  
4. 内容 ○「トラック」  
○「トラック」  
○アンケート  
5. 申込方法 令和5年2月 ください。  
6. その他 ・本セミナー  
・1事業者  
・受講の阻  
・罪状の  
・メモを取  
7. お問い合わせ 一般社団法  
TEL 04

大型車に係る安全対策と事故防止の推進について

大型車通行適正化に向けた特殊車両通行許可制度

大阪府トラック協会Gマーク加点研修  
説明会資料

令和5年2月20日(月)  
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大阪府トラック協会鉄鋼部会との意見交換会を実施予定(3/17)

# 3. 取組の紹介 研修において映像資料の視聴とアンケートの実施

## NO.⑦ 研修・説明会の実施 (2/2)

全日本港湾労働組合関西地方本部の海コン・トラック部会において、近畿地方整備局を講師として、特殊車両の通行許可制度に関する研修会を実施(9/16)

### 大型車通行適正化に向けた特殊車両通行許可制度

### 説明会資料

令和4年9月16日(金)  
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

### ■特殊車両通行許可について

#### ■重要物流道路(概要)

□ 物流の更なる円滑化等を図るため、物流の観点から重要な道路を「重要物流道路」として国土交通大臣が指定し、機能強化を推進。

#### <重要物流道路指定の効果>

(物流を取り巻く課題)  
物流は、生活や経済活動を支える必要不可欠なものであり、ドライバー不足等の課題に対し、トラック大型化への対応等の生産性の向上が急務。

↓  
2018年道路法改正により、重要物流道路制度を創設

- 道路構造の基準を国際海上コンテナ車対応に引上げ
- 構造上支障のない区間は、国際海上コンテナ車の特車許可不要
- 地方自治体事業は個別補助制度も活用して支援

#### 国際海上コンテナ車(40尺背高)



(参考)道路構造の基準	自車道等	一般道	重要物流道路に指定	重要物流道路
長さ	16.5m	12m	16.5m	16.5m
幅	2.5m	2.5m	2.5m	2.5m
高さ	3.8m	3.8m	4.1m	4.1m
前後オーバーハング	1.3m	1.5m	1.3m	1.3m
軸距	前軸距 4m 後軸距 9m	6.5m	前軸距 4m 後軸距 9m	前軸距 4m 後軸距 9m
後端オーバーハング	2.2m	4m	2.2m	2.2m
最小回転半径	12m	12m	12m	12m

#### <ネットワークのイメージ>



#### <指定状況(2022.4.1)>



# 3. 取組の紹介 ラジオCMによる注意喚起・啓発活動

## ⑧⑨ ラジオCM 令和4年度

○ 令和4年度は、放送回数を12回としてラジオCMによる注意喚起及びアンケートを実施しました。

- 放送局：FM 802
- 放送回数：18回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和3年度）

11/4(木)	11/5(金)	11/6(土)
6回	6回	6回



大阪府・京都府・兵庫県の全域をカバー

- 放送局：FM 802
- 放送回数：12回
- CM内容：右記参照
- 放送スケジュール（令和4年度）

11 / 4 (金)	11 / 5 (土)
10:58	9:02
11:29	10:58
12:53	11:46
13:40	12:38
14:02	13:58
15:20	14:50
6回	6回

### ■ ラジオCM原稿 40秒 ⇒12回実施

SE  
協議会広報・女性

♪（番組風）  
大型車両の通行ルールについてのお知らせです。  
荷物の積み過ぎで道路を走行していませんか？

説明者・男性

道路法などで定められている重さ以上に荷物を積んで走行する場合には、あらかじめ許可が必要となります。

この重量違反車両が、橋や道路を傷める大きな原因になっています。

近畿では、建設から約50年経過した道路や橋が多く、老朽化が進んでいる今、重量違反車両をなくすことが重要です。  
皆様のご協力をお願いします。

Na 女性

積み過ぎ禁止！ルールを守って道路を守ろう！！

「大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会」からのお知らせでした。

### ■ 収録状況



### ■ アンケート調査

ラジオCM聴取者対象にアンケート調査を実施し、652名の回答を頂きました。  
(前年度 597名)

# 3. 取組の紹介 「インフラメンテナンス国民会議」における啓発活動

## ⑩ 広報イベント (1/3)

○ 令和4年5月の「インフラメンテナンス国民会議」において、広報活動を実施しました。

### ■ イベント名：インフラメンテナンス国民会議

インフラメンテナンス国民会議 (一社) 国土政策研修会  
インフラメンテナンス国民会議近畿本部 主催

### ■ 開催場所：大阪市中央公会堂

### ■ 実施日時：

令和4年5月19日 (木) 10:00~17:00

令和4年5月20日 (金) 10:00~17:00

### ■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局 (近畿地域連絡協議会事務局)	3名

### ■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、チラシ・ウエットティッシュ等の配布及びアンケート調査を実施。

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ウエットティッシュ等を配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。  
また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、アンケート調査票の返却時にご協力のお礼として、当協議会名が入ったウエットティッシュ等を贈呈しました。

啓発用チラシ ⇒ **200枚配布**      啓発用ティッシュ ⇒ **200個配布**      啓発用ノベルティ ⇒ **200個配布**

### ■ 実施状況



### ■ 配布資料



啓発用ティッシュ等



ノベルティ (建設車両)



# 3. 取組の紹介 「建設技術展」における啓発活動

## ⑩ 広報イベント（2/3）

○ 令和4年11月の「2022 近畿 建設技術展」においても、広報活動を実施しました。

### ■ イベント名：建設技術展

日刊建説工業新聞社/（一社）近畿建設協会 主催

### ■ 開催場所：インテックス大阪 6号館 Cゾーン

■ 実施日時：11月 9日（水）9:30～17:00

11月10日（木）9:30～16:30

### ■ 実施状況



### ■ 連絡協議会委員の参加

本イベントでは、事務局が主体となり、啓発用チラシを配布しました。

組織名	参加人数
事務局（近畿地域連絡協議会事務局）	3名

### ■ 配布資料

啓発用チラシ



特車新制度チラシ



### ■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用ポスター・パネルの展示、チラシ・ウエットティッシュ等の配布及びアンケート調査を実施。

ブースを設け、ポスター・パネルの展示および当協議会啓発用チラシ・ウエットティッシュ等を配布するとともに、社会一般のアンケート調査を実施しました。

また、各ブースへ荷主アンケート調査を依頼し、アンケート調査票の返却時にご協力のお礼として、当協議会名が入ったウエットティッシュ等を贈呈しました。

啓発用ティッシュ等



ノベルティ（建設車両）



各チラシ

⇒**400枚配布**

啓発用ティッシュ

⇒**400個配布**

啓発用ウエットティッシュ

⇒**400個配布**



# 3. 取組の紹介 「トラックフェスタ」における啓発活動

## ⑩ 広報イベント（3/3）

○ 令和4年度「トラックフェスタ2022」の大阪府及び京都府会場において、チラシ配布の広報活動を実施しました。

- イベント名：トラックフェスタ2022  
(一社)大阪府トラック協会 主催
- 開催場所：万博記念公園（自然文化園お祭り広場）
- 実施日時：10月2日（日）11:00～16:30

### ■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用チラシの配布を実施。（200部配布）

組織名	参加人数
(一社)大阪府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）	3名



### ■ 実施状況



### ■ 配布資料



啓発用チラシ

- イベント名：トラックフェスタ2022  
(一社)京都府トラック協会 主催
- 開催場所：京都パルスプラザ（大展示場）
- 実施日時：11月23日（祝）9:50～14:40

### ■ 連絡協議会の活動内容

○ 連絡協議会啓発用チラシの配布を実施。（100部配布）

組織名	参加人数
(一社)京都府トラック協会（近畿地域連絡協議会委員）	3名



# 3. 取組の紹介 チラシ・ポスターの配布による啓発活動

## ⑪ ポスター・チラシの配布実施状況 訴求先に応じた内容で、効果的な取り組みを実施

- チラシは一般の方、荷主企業への訴求内容に応じて2通り作成
- 京阪神圏の35の行政機関・協会・組合において、チラシ3万6千枚、ポスター260枚を配布・掲出し、大型車の通行適正化に向けた注意喚起を実施
- 令和4年4月1日から開始した特車通行確認制度の普及用チラシも同時に配布

### ■ 掲出・配布状況

【近畿地方整備局】



### ■ ポスター・チラシ 設置箇所

大阪府・京都府・兵庫県 トラック協会  
 全国クレーン建設業協会 大阪支部・兵庫支部  
 近畿管区警察局・関西経済連合会・近畿運輸局  
 大阪府・京都府・兵庫県 警察本部  
 大阪府・京都府・兵庫県・大阪市・堺市・京都市・神戸市  
 西日本高速道路(株)・阪神高速道路(株)・本州四国連絡高速道路(株)  
 近畿地方整備局 港湾空港部・道路部 交通対策課  
 大阪・京都・兵庫 国道事務所  
 大阪府・京都府・兵庫県 建設業協会  
 日本建設業連合会 関西支部  
 PC建設業協会 関西支部  
 大阪府・京都府・兵庫県 鉄工建設業協同組合  
 厚生労働省大阪労働局

新たに大阪労働局のご協力を頂きました。

### ■ チラシ

分かり易い一般的な内容



荷主企業に特化した注意喚起



特車新制度活用を紹介する内容



### ■ ポスター



一般向けチラシ

⇒ 約14,000枚配布

荷主向けチラシ

⇒ 約8,000枚配布

特車新制度チラシ

⇒ 約14,000枚配布

一般向けポスター

⇒ 約260枚配布

# 3. 取組の紹介(ポスターの掲示・チラシの配布状況)

## NO.⑪ ポスターの掲示・チラシの配布 実施状況

< 本州四国高速道路 >



< 兵庫県建設業協会 >



< クレーン協会大阪支部 >



< 阪神高速道路 >



< 西日本高速道路 >







# 3. 取組の紹介(連絡協議会ホームページによる情報発信)

## NO.12 連絡協議会ホームページによる情報発信

運送事業者、クレーン、荷主企業、社会一般のそれぞれに対する広報映像資料が視聴可能。

国土交通省 近畿地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

防災 河川 道路 まちづくり・建設産業 港湾・空港 企画 管轄 用地 総務

防災・災害情報 現場見学・出前講座 近畿の社会資本整備 事業者向け技術情報 発注・入札情報 整備局の紹介 申請・相談窓口 採用情報

HOME 道路 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

特殊車両の指導・取締り等に関するアンケートフォームはこちら

新着情報

新着情報のお知らせ What's new

2021年11月18日 更新  
京阪神圏の9箇所等特殊車両の一斉取締りについて詳細実施結果を追加しました

注目情報

道路IRサイト  
道路部Twitter

ライブカメラ

連絡協議会とは  
連絡協議会の開催状況  
違反車両の取締り  
他地域の連絡協議会  
特殊車両通行許可制度について (お役立ち情報)  
連絡協議会委員リンク集

国土交通省 近畿地方整備局  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism Kinki Regional Development Bureau

防災 河川 道路 まちづくり・建設産業 港湾・空港 企画 管轄 用地 総務

防災・災害情報 現場見学・出前講座 近畿の社会資本整備 事業者向け技術情報 発注・入札情報 整備局の紹介 申請・相談窓口 採用情報

HOME > 道路 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 > 大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関するアンケート

運送事業者様向けアンケート

クレーン事業者様向けアンケート

荷主企業様向けアンケート

一般の方向けアンケート

注目情報

道路IRサイト  
道路部Twitter

アンケートフォーム

※動画のご視聴後、アンケートにご回答をお願い致します。

0:06 / 14:51

スマホをご使用の方は左側のQRコードからアンケートに答えられます。  
PCをご使用の方は下記URLからアンケートに答えられます。  
<https://forms.gle/2wxx3kE7rFqpsd8>

※どちらも同じアンケートフォームにつながっております。

# 3. 取組の紹介(連絡協議会ホームページによる情報発信)

## NO.⑫ 取締状況・事故情報・行政処分(掲載案) 1/4



HOME > 道路 > 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

### 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

大型車通行適正化に向けた特殊車両の指導・取締り等に関する動画説明

▶ 特殊車両の指導・取締り等に関する動画説明はこちらから

#### 新着情報

#### 新着情報のお知らせ What's new

- 2022年3月2日 **NEW**  
▶ 令和3年度大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会を書面により開催しました。
- 2022年2月16日  
▶ 特殊車両の指導・取締り等に関する動画説明を公開しました  
台に指導実施〜 **PDF**
- 2020年12月8日  
▶ 近畿初！京阪神圏の8箇所です特殊車両の一斉取締を実施します～道路の劣化を早め、交通の危険をも脅かす違反車両を一斉取締〜 **PDF**
- 2020年7月29日  
▶ 連絡協議会ホームページを開設しました。

「違反車両の取締」をクリック

- ▶ 連絡協議会とは **☰**
- ▶ 連絡協議会の開催状況 **☰**
- ▶ 違反車両の取締 **☰**
- ▶ 他地域の連絡協議会 **☰**
- ▶ 特殊車両通行許可制度について(お役立ち情報) **☰**
- ▶ 連絡協議会委員リンク集 **☰**

ライブカメラ

▶ ライブカメラ一覧

道路部 Twitter

道路緊急ダイヤル #9910

全国「道の駅」連絡会

近畿「道の駅」連絡会

道の駅 自動車運転サービス 実証実験

国土交通省 生産性革命プロジェクト

近畿周遊ライブサイト

第二京阪道路 全線開通10周年

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

# 3. 取組の紹介(連絡協議会ホームページによる情報発信)

## NO.⑫ 取締状況・事故情報・行政処分(掲載案) 2/4

### 大型車通行適正化に向けた取締関係情報

取締状況・重大事故情報・行政処分情報について

取締状況情報

◆近畿地方整備局管内の各道路管理者の取締り状況

取締実施状況表(イメージ)

	計測 台数	違反 台数	令和4年度実績	
			措置命令台数	指導警告台数
一般道路(以下の府県のみ) ・大阪府内 ・京都府内 ・兵庫県内	14	9	2	7
高速道路(以下の高速道路会社) ・NEXCO西日本 ・阪神高速道路 ・本州四国連絡高速道路 ただし、大阪府、京都府、兵庫県のみ	50	30	25	5
合計	64	39	27	12

※ 上記表の違反台数は、道路法違反の台数であり、道交法違反の台数は含まれない。(協議会参加機関のみ集計)



### 3. 取組の紹介(連絡協議会ホームページによる情報発信)

#### NO.⑫ 取締状況・事故情報・行政処分(掲載案) 3/4

#### 大型車通行適正化に向けた取締関係情報

取締状況・重大事故情報・行政処分情報について

重大事故情報

◆特車の通行にかかる重大事故情報

重大事故情報のイメージ



事故概要	
発生日・道路名	R.4.7.27 一般国道8号BP
事故発生場所	福井県敦賀市田結(田結トンネル)
事故内容	大型トレーラーが法面に乗り上げる事故により、約2時間の通行止めが発生



事故概要	
発生日・道路名	R.4.11.12 一般国道24号
事故発生場所	和歌山県橋本市
事故内容	トラックとクレーン車が正面衝突事故により、約10時間の通行止めが発生

### 3. 取組の紹介(連絡協議会ホームページによる情報発信)

#### NO.⑫ 取締状況・事故情報・行政処分(掲載案) 4/4

#### 大型車通行適正化に向けた取締関係情報

取締状況・重大事故情報・行政処分情報について

行政処分情報

◆[国土交通省の行政処分の情報](#)

行政処分情報 掲載(イメージ)

商号	所在地	処分内容及び理由
●●株式会社	大阪府大阪市	処分内容：特殊車両通行許可の取り消し処分 処分理由：令和●年●月●日午前●時●●分頃に〇〇県〇〇市〇〇地先の一般国道●号において、許可条件に違反して車両を通行させ、事故を起こした。道路法第47条第2項、第47条の2第1項及び第43号に違反するものであり、極めて重大な事故と判断するものであり、道路法第71条第1項及び同条第2項に該当すると認められる。

直轄国道において、車両制限令違反車両で基地取締り3回目の是正指導(WIM取締りの場合は4回目の是正指導)を受けた場合、会社名等が公表されるため、各道路管理者から情報提供を受けて「行政処分情報」として掲載予定。

# 3. 取組の紹介(合同取締り)

## NO.13 合同取締

### 一斉取締結果記者発表資料



大型車通行適正化に向けた  
近畿地域連絡協議会

令和4年11月10日17:00  
大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会

#### 京阪神圏の11箇所です特殊車両の一斉取締を実施しました ～ 11箇所合計で違反車両計14台に指導実施 ～

大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会は、道路構造物の劣化に多大なる影響を与える道路法違反車両への対策強化のため、京阪神圏において11箇所で一斉に特殊車両の取締を実施しました。

特殊車両の一斉取締に大阪市及び神戸市が新たに参加しました。

実施結果の速報値として、11箇所合計で45台を計測、うち違反のあった14台について指導を行いましたので、お知らせします。

○取締日時： 令和4年11月10日(木) 14時00分～16時00分

○取締場所： 大阪府、京都府、兵庫県の2府1県の11箇所を実施

○取締結果：

道路管理者	取締場所		計測台数	違反台数 (道路法違反)
近畿地方 整備局	大阪国道事務所	国道1号 大阪府枚方市	7台	4台
	京都国道事務所	国道1号 京都府八幡市	5台	3台
	兵庫国道事務所	国道43号 兵庫県西宮市	3台	2台
大阪府	府道2号線	大阪府八尾市	4台	1台
大阪市	大阪市道福島桜島線	大阪府大阪市	6台	3台
神戸市	神戸市道夢野白川線	兵庫県神戸市	4台	1台
西日本高速道路(株)	名神高速道路	大阪府吹田市	6台	0台
阪神高速道路(株)	阪神高速12号守口線	大阪府守口市	2台	0台
	阪神高速3号神戸線①	兵庫県神戸市	0台	0台
	阪神高速3号神戸線②	兵庫県神戸市	0台	0台
本州四国連絡高速道路(株)	神戸淡路鳴門自動車道	兵庫県神戸市	8台	0台
合計			45台	14台

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる要因である違反車両対策の取組みを強化しております。今後も道路インフラを守るため『積み過ぎ禁止! ルール厳守で道路を守ろう!!』をスローガンに大型車両の通行適正化を推進してまいります。

<取扱い>

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ  
京都府政記者クラブ、兵庫県政記者クラブ

<問合せ先> 大型車通行適正化に向けた近畿地域連絡協議会 事務局

国土交通省 近畿地方整備局 道路部 交通対策課

交通対策課長 隅田 道男

電気通信管理主査 平尾 紀之 TEL: 06-6945-9107 (直通)



運転手説明状況  
(国道1号 京都府八幡市)



計測状況  
(国道1号 京都府八幡市)



運転手説明状況  
(国道1号 大阪府枚方市)



計測状況  
(国道43号 兵庫県西宮市)